

平成 26 年 7 月 2 日

お取引先様各位

株式会社 西 鋼

特定化学物質へのコバルト追加指定とその対応について
(労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づくご通知)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令等の改正が新たに公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が、表示等が必要な物質及び特定化学物質の第 2 類に追加となりました。弊社が取り扱うステンレス鋼・耐熱鋼・ニッケル及びニッケル合金は、不純物としてコバルトを 0.1%以上含有することがあり、労働安全衛生法に基づく表示・通知対象物となります。

つきましては、法改正の主な内容と、法改正に伴う弊社の対応をご連絡致しますので、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 法改正の主な内容

労働安全衛生法施行令及び関連規則の一部改正が公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が表示等が必要な物質及び特定化学物質の第 2 類物質として追加されました。この法改正に伴い、経過措置期間が終了し平成 25 年 7 月 1 日よりコバルト(以下、Co と表記します)を含有する物質については、下記の対応が必要となります。

なお、詳細につきましては、厚生労働省のホームページ(HP)をご参照下さい。

* 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei48/index.html>

①製品(粉末・合金等)を譲渡・提供する場合の表示(しきい値 Co 含有率 0.1%以上)

* 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉塵、ヒューム、ミスト等が生じない製品は含まれません。

* 主として一般消費者が生活で使用するものは除外します。

②作業環境測定の実施、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施(しきい値 Co 含有率 1%超え)

* 「作業環境測定等」については除外規定があります。例えば以下の業務は免除されます。

・コバルトを含有する合金をプレス成型(打ち抜きを除く)する作業、加熱せずに行う作業、成型したものを単に組み立てる作業

「一部のニッケル・コバルト製品を除いて、1%を超えるステンレス製品はありません。」

2. 法改正に伴う弊社の対応

弊社の製品には、不純物として Co を 0.1%以上含有することがございます。また、固体状態ではありますが、お客様の加工作業により発塵・ヒューム・ミスト等が発生する恐れがございます。コバルトの含有量に関しては、メーカーの発行するミルシートの化学成分欄をご参照下さい。もし記載のない場合やご不明な点がある場合には、弊社担当者までご連絡いただければ、メーカーにご確認致します。

表示については、弊社製品はお取引様のご使用の際に梱包が除去されてしまう場合が多く、表示の有効性が担保できませんので、法第 57 条の第 2 項にしたがって本通知を交付させていただきました。また製品の安全性につきましては、各メーカーがホームページ等で開示している安全データシート（SDS）記載の通りでございます。安全データシートが必要な場合は、弊社担当者までお問合せください。

なおこれは便宜的な措置であり、今後メーカー各社の動向を見たとえで変更があった場合はご連絡申し上げます。

以上